

平成26年度「小清水町奨学金」貸付申請受付のご案内

平成26年度「小清水町奨学金」の申請を次のとおり受け付けます。

貸付を希望される方は、期日までに申請してください。

- ▶奨学生の資格 (貸付対象者) 本町住民のお子さんで、高等学校以上の学校に就学、または在学し、行動が善良で、学業が優秀と認められ、身体が健康であり、家庭の事情などから学資の支弁が困難と認められる方。
※申請者等の所得などを確認させていただき、申請者世帯のご事情を考慮し選考させていただきます。ご不明な点がある場合には教育委員会管理課までご相談ください。
- ▶申請に必要な書類 (1) 貸付申請書 (2) 履歴書 (3) 所要額調書 (4) 学校長の推薦書 (5) 健康診断書 (6) 過去3年間の学業成績証明書 (7) 在学証明書 (8) 同意書(世帯及び保証人の所得等の閲覧同意書)
- ▶貸付限度額 ・高等学校 月額10,000円 ・大学以上(高専・短大・専修学校含む) 月額40,000円 ・留 学 月額50,000円
- ▶償 還 期 限 学校卒業後1年の猶予期間を設け10年以内
- ▶申 請 期 日 平成26年4月25日(金)
- ▶提 出 先 教育委員会管理課管理係
- ▶そ の 他 申請に必要な書類は教育委員会管理課管理係に用意していますのでお申し出ください。

学用品代・給食費などを援助します

教育委員会では、小学校・中学校に通うお子さんを持ち、経済的理由で学用品の購入や給食費などの納入のことでお困りの世帯に、就学費用の一部を援助します。

▶援助の内容

- ・就学のための援助(学用品費、修学旅行費、体育実技用品費(小学1・4年生にスケート、中学1年生にスキー))
- ・学校給食費 ・PTA会費
- ・生徒会費 ・クラブ活動費
- ・医療費(学校保健安全法に定められる疾病(虫歯、中耳炎等))

▶認定のしくみ

これらの援助は、世帯の生活状態や所得などを総合的に判断し、関係機関と協議のうえ教育委員会が認定します。

▶認定にあたっては、次のようなことを参考にします。

- ・世帯の職業が不安定、あるいは長期療養、災害や事故等のケガなどで収入が少ない
- ・生活保護が停止または廃止となった世帯
- ・母子家庭で児童扶養手当を受給し、著しく生活が困難な世帯
- ・税金が軽減されている世帯
- ・前年度の所得が低い世帯(所得の確定申告を必要とする世帯は、必ず確定申告を済ませてください。)



▶申請方法 援助を希望する世帯は、各学校、若しくは教育委員会へお申し出ください。

【お問い合わせ先】 教育委員会 管理課 管理係 ☎(62) 2310

教育委員会庁舎が移転します

教育委員会は平成26年3月24日(月)より、役場庁舎(プレハブ庁舎2階)に移転しますので、お知らせいたします。

移転作業については、平成26年3月20日(木)平日に行うことから、この日に限り教育委員会は、少人数体制での対応となります。町民の皆さまには大変ご不便・ご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、教育委員会庁舎移転に伴い、住所・FAX番号・メールアドレスが下記のとおり変更になります。3月24日(月)以降にご来庁・お問い合わせをいただく際にはお間違えのないよう併せてお願い申し上げます。

小清水町教育委員会

〒099-3698 斜里郡小清水町字小清水217番地の1 FAX (62) 4198

Eメール: kyoikugrp@town.koshimizu.hokkaido.jp

※代表電話番号は、

☎(62) 2310 で変更ありません

土曜授業の実施に取り組みます

教育委員会では、平成26年度より「土曜授業」に取り組みます。

土曜授業とは、

児童生徒の振替休業日を設けずに、土曜日、日曜日・祝日を活用して、教育課程内の学校教育活動を行うこと。

とされております。

平成26年度に実施する「土曜授業」については、学校行事関係を中心に導入し、年間8回程度の実施を見込んでいます。

具体的な学校行事としては、今までも実施している授業参観や、入学式、終業式を予定しており、地域行事や部活動・少年団活動等と重複することのないよう設定することとしています。

土曜授業を実施することにより、授業時数の確保がしやすくなり、学力向上のための学習時間や、児童会・生徒会活動等の時間を確保できるなど、概ね年間30時間程度の時数を見込んでいます。

将来的には一般の教科の授業を取り入れていくことを目指しますが、当面は、学校行事を中心とした「土曜授業」を実施して参りますので、保護者の皆さま・町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

教育委員会 管理課 管理係 ☎(62) 2310

小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館は指定管理になります

平成26年4月より、下記施設の管理は指定管理者が行うこととなります。

また、今回これに伴い開館日の拡大並びに開閉館時間の変更も行うことといたしますので、町民の皆さまにはご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

【施設名】 小清水町コミュニティプラザ、町立小清水図書館

【指定管理者】 一般財団法人ふれ愛こしみず(小清水町商工会内) 施設利用連絡先…図書館内 ☎(62) 2165

【業務範囲】

- ・図書館の運営管理に関する業務
 - ・施設の使用許可に関する業務
 - ・施設及び設備(備品を含む)の維持管理に関する業務
 - ・利用料金の収受に関する業務等
- *子育て支援センターの運営業務については、除かれます。

【拡大する業務内容】

1. 図書館を月曜日及び祝日も開館いたします。

なお、開館日の拡大に伴い、開閉館の時間については、次のとおり変更いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

●月曜日～金曜日…午前9時30分～午後8時まで

●土・日曜日、祝日…午前9時30分～午後5時30分まで

*通常の休館日は、毎月月末の蔵書点検日と年末・年始(12月30日～1月5日)のみとなります。

コミュニティプラザの施設利用日についても、同様に拡大されることとなりますので施設にご確認ください。

2. 小中学校図書室での週1回の図書資料相談サービス実施等の学校教育活動の支援を行います。

3. 指定管理者の自主事業として次の事業を新たに予定しています。

- ・工作教室、寺子屋教室、七夕まつり、親子読書感想文コンクール、ふれ愛スタンプ会との共催事業等

【お問い合わせ先】

教育委員会 社会教育課 社会教育係 ☎(62) 2310